

# 地方分権改革に関する提案募集に係る意見

- 義務付け・枠付けの見直し等を内容とする第9次地方分権一括法が成立。「提案募集方式」により地方からの提案に基づく地方分権改革が着実に前進しているものと評価。
- 「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」の各府省第1次回答については、対応困難や引き続き検討とされたものが多く、今後の検討過程において実現に向けた積極的な対応を求める。
- これまでの地方分権改革推進委員会勧告の趣旨等を踏まえ、特に、義務付け・枠付けの見直しに関する提案や地域公共交通関係の提案について迅速な対応を求める。

- **義務付け・枠付けの見直しに関する提案・・・12件**〈重点事項9件〉  
～ うち7件〈重点事項7件〉は「従うべき基準」の見直し関係
- **国から都道府県への権限移譲に関する提案・・・3件**〈重点事項1件〉
- **その他 地域公共交通関係・・・10件**〈重点事項4件〉 **等**

# 義務付け・枠付けの見直しに係る提案について（1/4）

## ＜基本的考え方＞

### 【義務付け・枠付けの見直し】

- 地方分権改革推進委員会の第2次・第3次勧告に従い、義務付け・枠付けは直ちに見直すことが必要。
- ※ 「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」182件のうち義務付け・枠付け関係は12件〈重点事項9件〉。

### 【「従うべき基準」の見直し】

- 基準設定が条例委任されたとしても「従うべき基準」が多用され、地方の自由度が実質的に高まっていない。
- 第3次勧告等の趣旨を踏まえ「従うべき基準」は速やかに廃止又は「参酌すべき基準」に改めることが必要。
- ※ 義務付け・枠付け関係12件の提案のうち「従うべき基準」に関する提案は7件〈重点事項7件〉であり、「従うべき基準」を廃止又は「参酌すべき基準」に改めることで根本的に支障が解消される見込み。  
また、「従うべき基準」に関する提案7件全てが福祉分野。

# 義務付け・枠付けの見直しに係る提案について（2/4）

## ＜令和元年提案＞

### ① 義務付け・枠付けの見直しに関する提案（「従うべき基準」関係以外）・・・5件 〈重点事項2件〉

（提案項目）★：重点事項

#### 【子育て関係】

- ・病児保育事業の配置基準緩和可能地域の明確化（No.294）
- ・里帰り出産時等における一時預かり事業の対応の明確化について（No.300）★

#### 【教育・その他】

- ・保育士資格を有する者が幼稚園免許を取得する際の特例適用の明確化（No.2）
- ・公害審査委員候補者の委嘱期間の条例委任（No.55）
- ・都道府県等が実施する委託訓練（長期高度人材育成コース）において、「委託先期間の定める卒業要件を終了要件とすることができる委託先機関」の要件緩和（No.68）★

### ② 「従うべき基準」に関する提案・・・7件〈重点事項7件〉

（提案項目）★：重点事項

#### 【児童発達支援関係】

- ・福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準の見直し（No.62、79）★

#### 【介護関係】

- ・居宅介護支援等事業所管理者の要件に係る経過措置期間の延長（No.88、98、158、164）★
- ・指定小規模多機能型居宅介護における登録定員超過時の介護報酬減算の基準緩和（No.181）★

# 義務付け・枠付けの見直しに係る提案について (3/4)

## <制度的課題の検討の必要性①>

○ 第2次勧告のメルクマールや第3次勧告における義務付け・枠付けの見直しの具体的方針が十分に機能していない。特に、福祉分野の施設の職員の資格基準、配置基準、面積基準を中心に「従うべき基準」が多用されている。

→分権改革の意図に反して、地方自治体の自主性や自由度が狭まっていると認識



全国一律の「従うべき基準」による支障が起因となって多くの自治体から提案

<平成26年から平成30年までの福祉分野における「従うべき基準」に関する提案>

年	件数	主な提案内容
平成26年	59件	・保育所の居室等の面積、保育士の配置、児童福祉施設における食事提供方法にかかる「従うべき基準」の見直し ・小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)の人員、設備及び運営に係る「従うべき基準」の見直し
平成27年	8件	・訪問看護ステーションの開業要件の緩和 ・サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及に向け、オペレーターの資格要件の緩和
平成28年	12件	・サテライト型養護老人ホームの設置基準の見直し ・ 保育所の人員配置基準の「参酌すべき基準」への見直し ・幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面積に関する「従うべき基準」の参酌化
平成29年	23件	・放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」の参酌化等 ・保育所等の人員配置基準の緩和 ・医療型児童発達支援における医師の常勤要件の緩和 ・訪問介護のサービス提供責任者の人員に関する基準緩和
平成30年	10件	・福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準緩和 ・児童養護施設の保育士配置の基準緩和 ・家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準の見直し ・放課後児童支援員の資格取得制度の見直し

⇒多くの提案に対して、関係府省は質・最低水準の確保等を理由に対応が困難との回答

# 義務付け・枠付けの見直しに係る提案について（4/4）

## ＜制度的課題の検討の必要性②＞

### ○ 放課後児童クラブに係る「従うべき基準」等の見直し（第9次地方分権一括法）

→本改正は、基準の設定について市町村の裁量を確保し、主体的に地域の実情に応じたクラブの設置促進や適正な運営の確保に取り組めるようにするものであり、地方分権の下で子育て支援の充実が図られるものとして、その意義は大きい。

### 【放課後児童支援員の経過措置の留意点について】

#### 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 附則第2条

『この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）』とする。』

- ・ みなし支援員に係る国の経過措置については、期間終了後は延長されない見込み
- ・ 放課後児童クラブの運営に当たって、各自治体の実情によっては、条例とクラブの実態に不適合が生じる可能性



- 「従うべき基準」の見直しなどについては、個々の提案の支障事例の解消を検討するのみならず、関連する提案を一括して検討するなど、根本的に制度改正を議論すること
- 国の法令改正後も、提案の実現による支障等が発生しないように丁寧なフォローアップをすること
- 国の法令の改正に伴い、地方公共団体の条例の制定改廃が必要となる場合は、法令の公布から施行までに十分な期間を確保するなど、地方公共団体の条例案の検討や議会での審議が十分に なされるよう配慮すること

# 地域公共交通に関する提案

## これまでの主な成果等

- 第4次一括法により、自家用有償旅客運送に関する事務・権限(登録・監査等)の手挙げ方式による移譲
- 活性化再生法改正により、地方公共団体を地域公共交通網形成計画の策定主体として位置づけ
- 平成29年、平成30年の2か年にわたって全国市長会、全国町村会とともに共同提案、地域公共交通における制度的課題について問題提起
- 平成30年には地域公共交通会議の協議事項や合意方法についての整理・明確化など、地方の意見も踏まえながら、提案募集制度等により、地域の交通手段を活用しやすいものとするための見直しが進んできた

## 今なお地域に残る課題

- 一般旅客自動車運送事業に係る事務・権限の移譲をはじめ、未だ実現していない提案もある
- コミュニティバスや自家用有償運送は、その活用が本来期待される範囲に比べて限定されている

## 地域の実情に応じた公共交通体系を地域において自ら実行できる仕組みづくりが必要

### 地方自治体からの提案事項

- タクシーの営業区域の変更に係る市町村長から国土交通大臣に対する要請権限の創設(No.4)
- 一般旅客自動車運送事業に係る許可申請から運行開始までに係る期間の短縮(No.131)
- 自家用自動車で行う高齢者移動ボランティア活動に要する保険料の収受可能化(No.189)
- 自家用自動車による貨物の有償運送期間の中山間地域における規制緩和(No.296) など



**地域住民の生活基盤を維持するため、積極的な検討を求める**

# 全ての提案に共通して国に対処を求める事項

## ○ 国と地方の適切な役割分担の構築のため、全ての提案に共通して以下の事項を求める。

- ・ 事務区分(自治事務・法定受託事務)、並行権限、国の関与や義務付け・枠付けについては、地方分権推進計画や地方分権改革推進委員会の**第2次勧告及び第3次勧告で設定されたメルクマール等の範囲内**とすること。
- ・ **報告徴収・立入検査に限った移譲など**、それだけでは地方が何ら役割を果たすことができないものについては、地方が一定の役割を果たすことができるよう、許認可・措置命令など、**関連する他の事務・権限を併せて移譲**すること。
- ・ 一の都道府県の区域を越える事業等に対する事務・権限については、域外権限行使や関係都道府県との情報共有の仕組みを法令上構築すること。

## ○ 政府として最終的に決定するまでに、全ての提案に共通して以下の事項に責任をもって対処し、地方に提示することを求める。

- ・ 工程表などの**手順・スケジュール**や具体的な**人員・財源措置**を示すこと。
- ・ 財源については、事務・権限の実施にあたり**財源(人件費相当額を含む。)**の不足が生じないよう、**必要総枠を確保**し、国から地方に財源移譲すること。
- ・ 人員については、技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、**研修や職員派遣**など必要な支援を行うこと。
- ・ 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を円滑に進めるため、**マニュアルの整備や技術的助言**など必要な支援を行うこと。
- ・ 各府省からの第1次回答において**現行規定により対応可能であるとされたもの**について、**要綱等においてその旨を明確にするなど提案主体の納得が得られるよう説明責任を果たす**こと。

# 全国知事会「地方分権改革の推進について」（抜粋） R1.7.23決議（1/3）

## 地方分権を実感できる改革の深化

### ○「従うべき基準」をはじめとした義務付け・枠付けの見直し

- ・ 全国知事会を始め多くの地方公共団体が見直しを提案していた放課後児童クラブの「従うべき基準」について、第9次地方分権一括法により参酌基準化がなされたが、**福祉分野を中心に施設等の面積、有資格者の人員配置などに関する基準が依然として「従うべき基準」とされ、地域の実情に応じた施設等の設置促進や適正な運営の確保に支障が生じているため、速やかに「従うべき基準」を廃止し、「参酌すべき基準」等へ見直すこと。**
- ・ 「参酌すべき基準」については、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において「地方自治体の条例による国の法令の基準の『上書き』を許容するもの」と位置付けられたことから、**地方の実情に即した基準とするため、参酌基準化を積極的に進めること。**
- ・ 「従うべき基準」の見直しについて、**基準の緩和により安全性などの低下が進むかのような誤解が依然としてあることから、国においても、地方分権改革の意義や制度改正の趣旨が国民に十分理解されるよう、周知に努めること。**
- ・ 義務付け・枠付けの見直しについては、これまで一定の進展があったが、新たな法令等の制定により、地方は新たな計画策定や事務の実施を求められ、また、「従うべき基準」が多用されるなど、地方の自由度が高まっていない面もある。**国が今後法令等を定める場合は、「従うべき基準」の設定は厳に行わないなど、義務付け・枠付けが許容される基準について見直すこと。**
- ・ 地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立を実現すること。

# 全国知事会「地方分権改革の推進について」（抜粋） R1.7.23決議（2/3）

## ○地域公共交通制度の見直し

- ・ **地域住民の生活基盤を維持するためには、地域の実情に応じた公共交通体系を地域において自ら考え実行できる仕組みづくりが必要である。**路線バスのみならず区域運行バス、自家用有償旅客運送等の活用を促進するための制度の見直しは個別に進められてきたが、さらに、**関係する法規制を横断的に見直し、地域の実情に応じた交通手段の円滑な導入を可能とする制度を構築すること。**
- ・ 自家用有償旅客運送事業の登録等権限の「手挙げ方式」での移譲などが進められているが、路線バスやタクシーなどの旅客自動車運送事業の許可権限の移譲をはじめ、**地域公共交通会議などを通じて、地方公共団体が主体的に地域の公共交通の形成に調整権能を果たせる仕組みづくり及び必要な支援等を行うこと。**

## ○「提案募集方式」等の見直し

- ・ 地方の意欲と知恵を十分に活かせるよう制度を拡充すること。例えば、「国が直接執行する事業の運用改善」に係る提案についても「実質的な義務付けとなっている事務作業の見直し」に限らず提案対象とすることや、**過去と同内容の提案が複数の団体からあった場合には検討対象とすること、将来予想される支障を防止するための提案に当たり一律に具体的な支障事例を求めないこと。**
- ・ 提案の検討に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果などの立証責任を地方のみに課すのではなく、**国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任をしっかりと果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行う方式とすること。**
- ・ 権限移譲に関する提案について、全国一律の権限移譲を基本としつつも、先行地域における実証制度として地域特性を活かせる「手挙げ方式」を積極的に活用するなど、**地方からの提案が最大限酌みとられるよう対応すること。**

## 全国知事会「地方分権改革の推進について」R1.7.23決議（抜粋）（3/3）

### ○制度的課題に関する検討

- ・ 地方や住民が地方分権改革の意義や効果をより一層感じられるよう、国の地方分権改革推進本部及び有識者会議においては、現在の「提案募集方式」の取組に加え、国と地方の役割分担や「従うべき基準」の見直しなど制度的な課題について検討を開始するなどの取組を行うこと。

### 地方分権改革を推進するにあたり、さらに検討を深める事項

### ○憲法と地方自治

- ・ 地方分権改革のこれまでの成果の上に立ち、国の立法プロセスに地方の声を一層反映していくとの観点からすると、参議院選挙区の合区の解消や、地域代表制のあり方等、憲法改正に向けた議論を積極的に行う必要がある。
- ・ 地方自治に関する日本国憲法第8章についても、国と地方の役割分担を根本から問い直し、法律と条例の効力の関係（立法における分権）、地方税財政に関する保障など多様な論点から議論を深めること。